

所得税等の確定申告は正しくお早めに

所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告期限、納期限は 3月15日(木)まで
消費税及び地方消費税の申告期限、納期限は 4月 2日(月)まで

○確定申告書記載会場および申告書等の提出先

内 容	期 間	会 場	郵送の場合の送付先
所得税及び 復興特別所得税の確定申告	2月16日(金)～3月15日(木)	臼杵税務署 1階大会議室 ※土曜、日曜及び祝日等を除く。 ※受付相談時間：9時～16時	〒875-8686 私書箱第10号 臼杵税務署 行
贈与税の申告	2月 1日(木)～3月15日(木)		
消費税及び 地方消費税の確定申告	2月16日(金)～4月 2日(月)		

※税務署の閉庁日(土曜、日曜、祝日等)は、申告書等の受付を行っていませんが、電子申告、郵送または税務署玄関前の時間外受取箱に投函することにより申告書等を提出できます。

《申告に必要なもの》

- ① 源泉徴収票(給与所得や公的年金等の雑所得及び退職所得等の収入のあった方)
- ② 証明書、領収書(社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除や寄附金控除等を受ける場合に必要となります。)
- ③ 平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際は、領収書の添付又は提示が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となります。
医療費等の領収書(医療費通知に係るものを除く。)について後日、提出又は提示を求められる場合がありますので、確定申告期限等から5年間、ご自宅等で保管してください。
なお、平成28年分以前の確定申告については、従来どおり、医療費等の領収書の添付又は提示が必要となります。
- ④ 総収入金額および必要経費の内訳を記載した青色申告決算書や収支内訳書(事業所得、農業所得、不動産所得のある方)
- ⑤ 印鑑、本人名義の金融機関名および口座番号の分かる書類
(注)税務署から申告書等の用紙が送付されている方は、その用紙を持参してください。
また、昨年の確定申告で、自宅や税務署の会場などのパソコンから「国税電子申告・納税システム」(e-Tax)により申告された方は、利用者識別番号および暗証番号が分かる書類等を持参してください。

《確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要です。》

マイナンバーを記載した確定申告書等を税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

また、自宅等からe-Taxで確定申告書等を送信する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が不要となりますので、是非、e-Taxをご利用ください。

《本人確認書類の例》 例1：マイナンバーカード(個人番号カード)の表面及び裏面

例2：通知カードの写し+運転免許証又は公的医療保険の被保険者証の写しなど

○確定申告に関するご相談は確定申告電話相談センター「〇」番へ！

熊本国税局では平成30年1月4日(木)から平成30年3月15日(木)までの間、「確定申告電話相談センター」を開設し、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告に関するご相談等に電話でお答えしております。

最寄りの税務署の代表電話におかけいただくと、自動音声案内によりご案内しますので、「〇」番を選択し、用件をお話ください。

なお、時間帯によっては、電話がつながりにくい場合や少々お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承願います。

○申告書の本人控の作成・保存をお願いします

翌年以降の申告書作成の参考になりますので、申告書の本人控も作成し、確実に保存してください。

なお、申告書の「本人控」への税務署受付印は、「提出用」と一緒に提出した場合のみ押印できます。

また、郵送により提出される方で受付印の必要な方は、提出用申告書のほかに本人控と切手を貼った返信用封筒を同封してください。

○納税は確実・便利な口座振替をご利用ください

簡単な手続きで、預貯金口座から自動的に納税することができます。
まだ利用されていない方は、是非、今年の確定申告からご利用ください。

振替納税による口座引き落し日は、次のとおりです。

所得税及び復興特別所得税 …… 平成30年4月20日(金)
消費税及び地方消費税 …… 平成30年4月25日(水)



●問合せ先／臼杵税務署 ☎0972-63-8522(自動音声案内に従い「2」番を選択してください)